

# 土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要	
土壌汚染状況調査の対象地	住居表示 戸吹町150
	地番 八王子市 51番2、52番、57番、128番2、128番5、128番7、130番2、130番4、131番1、132番3、149番1、149番2、149番3、149番4、150番1、道
	今回報告範囲 ※全体の対象地に対し、分割して報告する場合
工業専用地域の有無	無 対象地の用途地域が工業専用地域である場合（対象地の一部も含む）は「有」を選択してください。
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無 第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。
深度限定の有無	無
調査省略の有無	無
省略する調査（複数選択可）	省略する範囲 全て 地歴調査（汚染のおそれのある物質の絞り込み） 汚染のおそれの分類 土壌ガス調査（第一種） 表層土壌調査（第二種・第三種） 土壌ボーリング調査（第一種） 一部対象区画における個別調査（第二種・第三種） 代表地点地下水調査（条例） 対象地境界地下水調査（条例）
省略の詳細 （省略する区画名及び調査の内容）	
省略の理由	
指定調査機関名	株式会社日建設計
指定調査機関の指定番号	環2022-3-0002
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>● 同法施行令（平成14年政令第336号）、同法施行規則（平成14年環境省令第29号）</li> <li>● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課）</li> <li>● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）</li> <li>● 東京都土壌汚染対策指針（平成31年4月1日施行）</li> </ul>

2. 地歴調査結果概要 (調査対象地の土壤汚染のおそれの把握)		
有害物質取扱事業場の設置履歴	有 <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和44年頃までは山林</li> <li>昭和49年頃には明治安田グリーンランドとなる</li> <li>昭和58年頃に体力医学研究所が明治安田グリーンランド内に移転</li> <li>令和6年まで体力医学研究所に特定施設が設置されていた</li> <li>改変範囲内に特定施設はないが、特定施設からの排水経路が改変範囲を 通っている</li> </ul>	
特定有害物質の使用状況とその形態	体力医学研究所で使用していた薬品にふっ素が含まれていた	
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無	
既往調査・対策の経緯	無	
その他の経緯	無	
汚染のおそれとその由来	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人為由来による汚染のおそれがある (おそれを否定できない)</li> <li>自然由来による汚染のおそれがある</li> <li>水面埋立て用材料による汚染のおそれがある</li> </ul>	
試料採取等対象物質の種類とその理由	ふっ素及びその化合物 実験用薬品に含有	
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由		
調査対象地 (試料採取等を行った土地の地番)	八王子市戸吹町57番、128番2、128番5、128番7、130番2、130番4、131番1、132番3、149番1、149番2、149番3、149番4、150番1	
調査対象地面積	13350.000 m <sup>2</sup>	
土壤汚染のおそれの区分の分類(平面)	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	体力医学研究所からの排水経路直下の土壤
	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	該当なし
	土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	調査対象地全域の表層土壤
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	無 <ul style="list-style-type: none"> <li>明治安田グリーンランドとしての土地利用が開始されてから現在に至るまで、今回調査対象地内に特定有害物質を取扱う施設等の設置履歴はない</li> <li>特定有害物質取扱履歴のある体力医学研究所が隣接しているが、対象地とは用途、目的が全く独立した関連性のない施設であるため、対象地内に体力医学研究所の職員が業務で立ち入ることはない</li> <li>以上のことから、対象地の現地表面については汚染のおそれはない</li> </ul>
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	有 理由 調査対象地に隣接する体力医学研究所からの排水経路が調査対象地内を通っており、当該排水管下が汚染のおそれが生じた位置 深度 排水管の底面(深度0.5m~3.4m)

3. 調査方法		
3-1. 単位区画の設定		別紙「単位区画の設定」のとおり
3-2. 土壌調査方法		
現地試料採取 期間	ガス採取	
	土壌採取	令和7年6月17日～令和7年6月24日
室内分析期間		令和7年6月24日～令和7年7月4日
試料採取等対 象物質と試料 採取を行う区 画の選定	全部対象区画	体力医学研究所からの排水経路範囲は、ふっ素について全部対象区画とした
	一部対象区画	該当なし
第一種特定有 害物質の土壌 ガス採取方法	全部対象区画	
	一部対象区画	
	一部対象区画において土壌 ガスが検出された30m格子	
	トラベルブランク試験の 有無	
	値の補正の有無	濃度の増減は±
第一種特定有害物質のボーリングによる 試料採取方法		
	帯水層底面が 確認された深度	m
第二種、第三 種特定有害物 質の試料採取 方法	全部対象区画	単位区画ごとに、排水管直下から深度0.5mまでの試料採取を行った
	一部対象区画	該当なし

4. 調査結果概要

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1					0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1					0.01				
	ジクロロメタン	0.1					0.02				
	クロロエチレン	0.1					0.002				
	四塩化炭素	0.1					0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1					0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1					0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1					0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1					1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1					0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1					0.002				
ベンゼン	0.05					0.01					

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査				代表地点における地下水調査				対象地境界における地下水調査						
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1	基準 超過 区画数 注3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.01															
	テトラクロロエチレン	0.01															
	ジクロロメタン	0.02															
	クロロエチレン	0.002															
	四塩化炭素	0.002															
	1, 2-ジクロロエタン	0.004															
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1															
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04															
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1															
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006															
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002															
ベンゼン	0.01																
(特定有害物質 -重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003															
	シアン化合物	0.1															
	鉛及びその化合物	0.01															
	六価クロム化合物	0.05															
	砒素及びその化合物	0.01															
	水銀及びその化合物	0.0005															
	セレン及びその化合物	0.01															
	ほう素及びその化合物	1															
	ふっ素及びその化合物	0.8	47			0.69		0	無								
(特定有害物質 -農薬等)	有機燐化合物	0.1															
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005															
	チウラム	0.006															
	シマジン	0.003															
チオベンカルブ	0.02																

\*基準欄の斜字 :の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(特定有害物質 -重金属等)	カドミウム及びその化合物	45						
	シアン化合物	50						
	鉛及びその化合物	150						
	六価クロム化合物	250						
	砒素及びその化合物	150						
	水銀及びその化合物	15						
	セレン及びその化合物	150						
	ほう素及びその化合物	4000						
	ふっ素及びその化合物	4000	47			100		0
基準不適合範囲の地帯								
基準不適合範囲の面積 <sup>(注)2</sup> (m <sup>2</sup> )				0.000				
備考	調査対象区画数		47				区画	
濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。								

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

③統合された区画は1区画と数えてください。

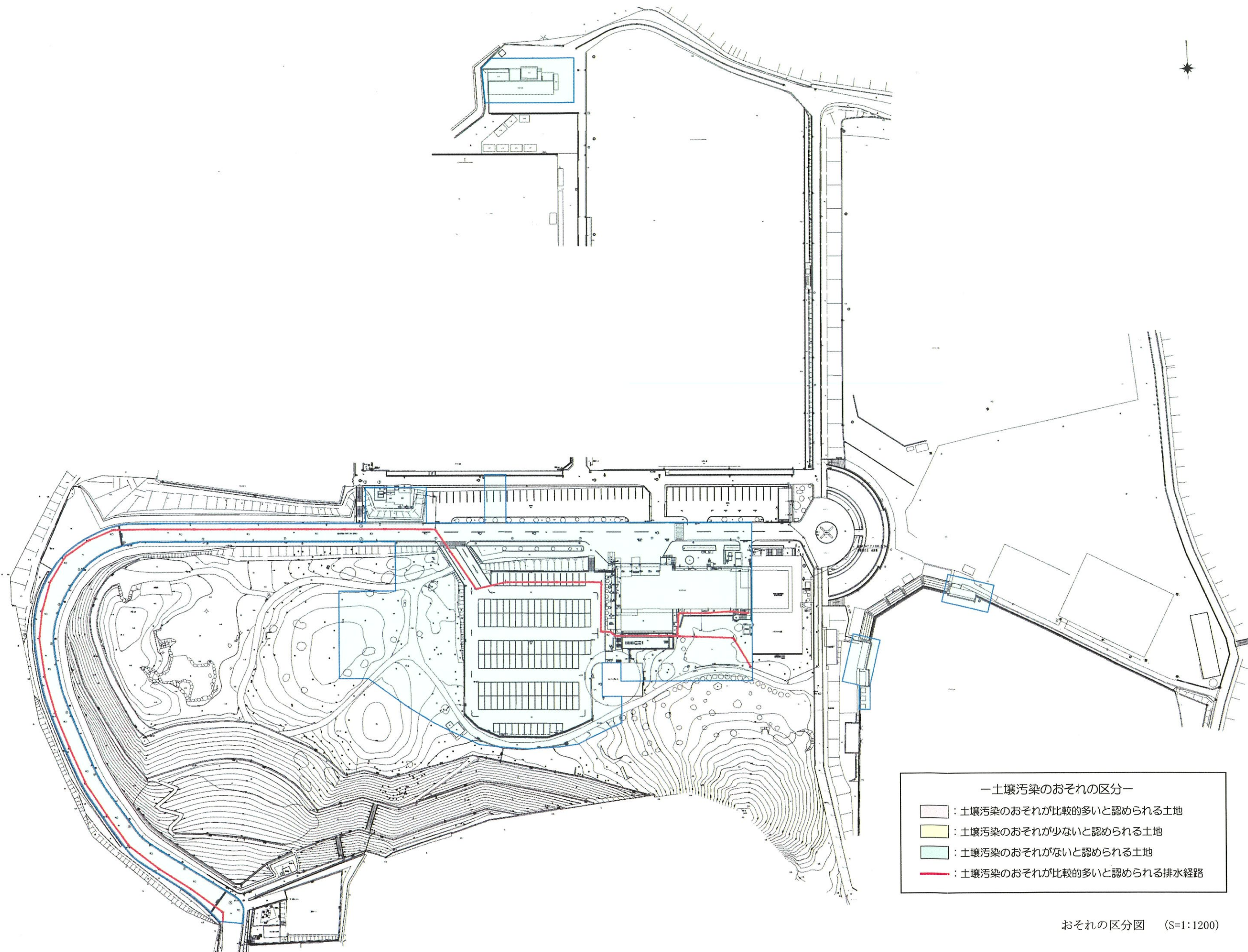
④土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注) 1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。

注) 2 土壌ガスを検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

注) 3 第一種ボーリング調査結果については、代表地点以外の調査結果も含めて基準超過と評価される区画数を記載してください。



おそれの区分図 (S=1:1200)